

イベント

男女共同参画週間

凡例 日時 場所 会場 対象 内容 講師 定員 費用 申込み方法 持ち物 問い合わせ先 HP ページ 検索 ページ 番号 検索 FAX ファクス メール 託児あり 主催 共催 注意事項

### バスで行く 市外文化財めぐり

7月23日(土) 午前7時45分～午後5時30分  
山梨県笛吹市一宮町

武蔵国分寺跡と同様、今年国史跡指定100周年を迎える甲斐国分寺跡へバスで行き、周辺文化財の見学と釈迦堂遺跡博物館で土偶づくり体験をします。  
対市内在住・在勤・在学の小学生以上の方※小学生は保護者同伴 定30人 料大人=900円、小・中学生=700円程度※入館料・体験料 申7月1日(金)までに、往復はがき(必着)の往信裏に市外文化財めぐり希望、参加者全員の住所・氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号と返信宛名を明記し、〒185-0023西元町1-13-10ふるさと文化財課へ※多数の場合抽選。はがき1枚で2人まで申し込み可 物弁当 活動しやすい服装・靴で参加。詳しくは市HP検索1028027をご覧ください  
→ふるさと文化財課 ☎(042) 300-0073

### 市立図書館広報普及講演会

#### 私と翻訳

7月2日(土) 午後2時～4時 並木公民館

翻訳の仕事とはどんなものか、翻訳家の岸本佐知子さんのお話を聞いてみませんか。  
定50人 料無料 申6月16日(木)午前9時30分から電話または直接並木図書館へ※先着順 講師紹介 海外の先鋭的な小説作品である、ステューヴン・ミルハウザー、ニコルソン・ベイカー、ルシア・ベルリンなどの翻訳で広く知られるようになる。現在では岸本の翻訳作ということが、海外文学愛好家へのアピールにつながる存在となっている  
→並木図書館 ☎(042) 321-9972

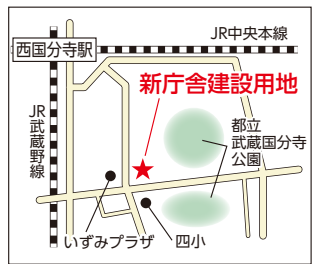


岸本佐知子さん ©講談社

### 新庁舎建設工事に伴う

#### 発掘調査現場見学会

新庁舎建設用地の埋蔵文化財の発掘調査で、日本国有鉄道中央鉄道学園で使われていた鉄道の軌道跡が発見されました。説明は随時行うため、自由に見学してみませんか。  
日6月26日(日) 午前10時30分～午後3時(受付開始=午前10時) ※当日直接会場へ。荒天中止  
場泉町2-102-9(JR西国分寺駅より徒歩7分)  
料無料 注駐車場はないため車での来場不可。  
履き慣れた歩きやすい靴で参加  
→ふるさと文化財課 ☎(042) 300-0073



### cocobunji プラザ主催事業

#### ローカルテーブル 地域通貨ぶんじ いままでの10年 これからの100年

ちいさな町から始まった地域通貨ぶんじ。その言葉とともに人と人のつながりが生まれています。興味のある方、ご参加ください。  
日6月24日(金) 午後7時～9時 場カフェローカル(cocobunji WEST5階) 対どなたでも 講地域通貨ぶんじプロジェクトメンバー 定20人 料無料 申同プラザ総合案内 ☎(042) 325-6330へ※先着順  
→文化振興課 ☎(042) 329-1205

### 6月23日～29日は 男女共同参画週間

# 「あなたらしい」を築く。 「あたらしい」社会へ

(令和4年度キャッチフレーズ・内閣府)

性別にかかわらず誰もが、職場・学校・地域・家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、国や地方公共団体だけでなく、皆さん一人一人の取り組みが必要です。私たちの周りのパートナーシップを、この機会に考えてみませんか。



### パネル展 を開催

男女平等推進センターや、男女共同参画推進への取り組みを紹介します。

日6月23日(木)～29日(水)  
場cocobunjiプラザホワイト(cocobunji WEST5階)

### 男女平等推進センター (ライツこくぶんじ) をご利用ください



講座の開催や団体活動に利用できます



ロビーは本の閲覧に利用できます

男女共同参画社会実現に向けた学習や交流の機会、活動する場として、会議室や生活実習室などの施設の貸し出しを行っています。併設の図書資料室では、メディアで話題になった書籍など男女共同参画推進に関する書籍の貸し出しを行っています。開館状況など詳しくは電話でお問い合わせいただくか、市HPをご覧ください。

### ハラスメントとは

他者に対する言動によって、本人の意図には関係なく、相手を不当に不快にさせるなど、精神的・身体的に苦痛を与える行為です。行った側にハラスメントだという意識がなくても、受ける側が苦痛・不快を感じる言動はハラスメントです。

### ハラスメント対策の強化

労働施策総合推進法では、事業主がパワー・ハラスメントの相談体制の整備、周知・啓発、被害者のケアや再発防止等を行うことを義務付けています。育児・介護休業法、男女雇用機会均等法では、セクシュアル・ハラスメント等に対する理解を深めることや、他の労働者の言動に注意を払うことを国・事業主および労働者の責務としています。また、事業主に相談をした労働者に対する不利益な取り扱いを禁止しています。

### 職場のハラスメントでお悩みの方へ

職場で不快と感じる言動を受けたときは、はっきりと拒絶の意思を相手に示し、その行為がハラスメントだということを相手に伝えましょう。我慢したり、無視したりすると事態をさらに悪化させてしまうかもしれません。ハラスメントは職場全体の問題です。問題を解決していくことが、悩んでいるほかの人を救うことにもつながります。自分で解決しようとするのではなく、職場の相談担当者や信頼できる上司に相談し、職場としての対応を求めるようにしましょう。

### 人権平和課の相談窓口

- にじいろ相談(毎月第3水曜日)(完全予約制) 弁護士による性的指向・性自認等に関する相談
  - 身近な人権相談(毎月第2木曜日) 法務大臣から委嘱された人権擁護委員が実施する、人権侵害や市民生活に関する相談
  - 女性のためのカウンセリング(毎月第2・4火曜日) 女性カウンセラーによる、家庭内・職場・近隣との人間関係など女性が抱える悩みのカウンセリング
  - 女性法律相談(毎月第3木曜日) 女性弁護士による、家族・離婚・相続など女性に関わる幅広い法律上の相談
  - 女性の悩みごと相談(月～金曜日※祝日、年末年始を除く) 女性相談員による、暴力など女性の抱える日々の悩みの相談
- ※日程は変更する場合があります。詳しくは毎月1日号の無料相談をご覧ください  
→人権平和課 ☎(042) 573-4378

注意事項